

猪名川町『人・農地プラン』について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成27年3月24日

猪名川町長 福田 長治



記

1 協議の場を設けた区域の範囲

柏原地区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成27年3月23日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

集落営農（任意組織） 1組織

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5 農地中間管理機構の活用方針

農地の出し手となる者が出てきた場合の対応として、農地中間管理機構の活用を推進する。

6 地域農業の将来のあり方

地域の中心となる経営体が導入した大型農機具により、水稻を中心とした農作業の作業受委託を進め、作業の効率化とコストの低減を目指し、地域農業の維持、発展を図る。

今後、助成金等を活用し、組合所有農機具の大型化、農業用倉庫を建設する。また、水稻の乾燥機及び糲すり機等を導入し、もち米の柏原ブランド化を行い販売を検討する。